

お客さま各位

西兵庫信用金庫

でんさいライトサービス利用規定の改正について

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記のとおり「でんさいライトサービス利用規定」を改正させていただきます。改正後の規定につきましては、すでにでんさいライトサービスをご利用のお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

- 1. 公表日 令和8年7月17日
- 2. 改正日 令和8年7月17日
- 3. 新旧対照表（変更される条項のみ記載しています。）

新	旧
第2条（利用資格） 1. 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 2. 債務者（債権者としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫の営業区域内に事業所または居所を有すること 二 手形交換所（電子交換所含む）の取引停止処分を受けていないこと <u>（削除）</u> 四 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如が認められないこと 五 未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のある者は除く 3. 債権者利用限定特約により利用される場合 未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のある者は除く	第2条（利用資格） 1. 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 2. 債務者（債権者としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫の営業区域内に事業所または居所を有すること 二 手形交換所（電子交換所含む）の取引停止処分を受けていないこと <u>三 当金庫に当座預金が開設されていること</u> 四 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如が認められないこと 五 未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のある者は除く 3. 債権者利用限定特約により利用される場合 未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のある者は除く

以上